

令和5年度 指定都市社会教育主管課長会議 次第

令和5年7月5日(水) 14:00~17:00

WEB会議 (Zoom)

(13:00~ WEB会議 入室開始)

14:00 開 会

- (1) 開催都市挨拶
- (2) 出席者自己紹介

14:25 議 事

- (1) 提案協議題について (10議題 各10分程度)
 - ・協議題提案都市からの提案理由の説明
 - ・各都市からの回答
 - ・自由討議
- (2) 一般社団法人全国社会教育委員連合表彰者の推薦について

16:45 連絡事項

- (1) 次年度の指定都市社会教育関係各種協議会の開催について
- (2) 指定都市社会教育委員連絡協議会の運営について

17:00 閉 会

指定都市社会教育委員主管課長会議 出席者名簿 令和5年7月5日(水)

No.	都市名	所属・職名等	氏名
1	札幌	教育委員会生涯学習部 生涯学習推進課長	おおせ ひでき
			大瀬 秀樹
2	仙台	教育局生涯学習部生涯学習課 課長	たむら しゅういち
			田村 修一
3	さいたま	生涯学習振興課長	たついち けんたろう
			辰市 健太郎
4	千葉	生涯学習振興課 課長	うちうみ ゆたか
			内海 豊
5	川崎	生涯学習推進課長	やまぐち ひろむ
			山口 弘
6	横浜	生涯学習文化財課 課長	おのでら のりこ
			小野寺 紀子
7	相模原	参事(兼)生涯学習課長	まつもと たかひと
			松本 隆人
8	新潟	生涯学習センター所長補佐	こしば しんいち
			小柴 真一
		副参事	こもり こうき
9	静岡	教育総務課長	わたなべ よしと
			渡邊 能人
		生涯学習推進課長	しまだ ゆうすけ
10	浜松	創造都市・文化振興課 生涯学習推進グループ 指導主事	はかまた ようた
			袴田 陽太
			よしだ たくお
11	名古屋	教育委員会事務局生涯学習課長	吉田 拓生
			ふせ ひでひこ
		教育委員会事務局生涯学習課管理係 主事	布施 英彦
12	京都	生涯学習推進課長	おの ゆうこ
			小野 優子
		統括首席社会教育主事	いなば ひろかず
13	大阪	教育委員会事務局生涯学習担当課長	稲葉 弘和
			ささき よしひろ
			佐々木 善弘
14	堺	教育委員会事務局 地域教育支援部 地域教育振興課 課長補佐	ひが なおこ
			比嘉 直子
		教育委員会事務局 地域教育支援部 地域教育振興課 副主査	かじはら せいじ
15	神戸	教育委員会事務局総務部総務課課長(政策調整担当)	梶原 誠二
			ふかざわ やすひろ
			深澤 泰宏
16	岡山	生涯学習課 課長	たかのお みつよ
			高野尾 光代
			うえの よしのぶ
			上野 喜宣

No.	都市名	所属・職名等	氏名
17	広島	市民局生涯学習課長	たお まさゆき
			田尾 雅之
18	北九州	市民文化スポーツ局 地域・人づくり部 生涯学習課長	よこがわ ひろのぶ
			横川 大信
		市民文化スポーツ局 地域・人づくり部 生涯学習課 社会教育担当係長	すが つねひろ
			菅 恒弘
19	福岡	生涯学習課長	みやがわ ゆき
			宮川 有希
20	熊本	生涯学習課長	おおいし ゆういち
			大石 雄一

令和5年度 社会教育主管課長会議 協議題一覧

	提案市	協議題	回答市
1	札幌市	子どもの野外教育や体験活動を提供する施設等について	大阪市
2	仙台市	障害者の生涯学習推進の取組について	相模原市
3	新潟市	社会教育施設においてデジタルデバイド（情報格差）解消のために行っている事業の展開について	神戸市
4	横浜市	社会教育主事講習の受講推薦について	北九州市
5	大阪市	市民の生涯学習に関する意識調査の実施状況等について	札幌市
6	堺市	地域学校協働活動の推進にかかる成果指標の設定状況等について	静岡市
7	広島市	市立図書館と公民館の連携について	仙台市
8	福岡市	宗教団体による市民センター等の利用について	広島市
9	北九州市	地域活動や地域課題の解決における社会教育主事の活用について	京都市
10	熊本市	公民館でのオンライン講座の実施について	新潟市

(様式1)

社会教育主管課長会議 協議題報告書

提案都市名

新潟市

協議方法について 【③】 ← 下記より番号を記載してください。

<<①議題として希望 ②できれば希望 ③資料(回答書)のみ>>

(協議題)

社会教育施設においてデジタルデバイド(情報格差)解消のために行っている事業の展開について

(提案理由)

第11期中央教育審議会生涯学習分科会では、デジタル基盤の整備とデジタル教育の充実が喫緊の課題であることが示され、社会教育施設等においては、「デジタルリテラシーを身に付ける学習機会の充実」が求められています。

本市では、社会教育施設で行う講座等のオンライン化に伴い、生涯学習センターや地区公民館において、デジタルデバイド解消に向けた学習機会を設定しています。
例：市民が、パソコンやスマートフォンを利用した「講座の申込み」「オンライン講座の受講」「動画配信の視聴」などができるよう、「大学生ボランティアによるスマートフォン講座」や「市民ボランティアによるZoom講座」などを実施。

しかし、それらの取組みについては、各施設によって実施状況に大きな差がみられ、市民がより身近に学習できる体制や環境を整えることが課題となっております。
つきましては、今後の参考とさせていただきます、以下の内容についてご教示ください。

(1) デジタルデバイド解消に向けた取組みの組織的体系について

例：○デジタルデバイド解消の担当窓口(主たる担当課)について

○市長部局(ICT担当課)との連携の状況について

- ・会議体制がある場合、名称とその体制について
- ・担当各課の役割について 等

(2) 民間企業の導入など、講師の確保について

(3) デジタルリテラシーに関する講師ができる市民ボランティアの育成など、人材育成の取組みについて

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付をお願いいたします。

(可能な限りA4判でお願いいたします)

※ 文字は12ポイントで、左に余白(25ミリ程度)を空けるようお願いいたします。

社会教育主管課長会議 回答報告書

回答都市名 _____ 神戸 _____ 市

(新潟市 提出議題)

社会教育施設においてデジタルデバイド(情報格差)解消のために行っている事業の展開について

(回答)

(1) デジタルデバイド解消に向けた取組みの組織的体系について

○デジタルデバイド解消の担当窓口(主たる担当課)について

市長部局における担当窓口: 企画調整局デジタル戦略部情報政策担当

- ・神戸市では、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指して、デジタルリテラシー向上支援に企画調整局デジタル戦略部が中心となって取り組んでいる。

(2) 民間企業の導入など、講師の確保について

○公民館

- ・公民館では、春・秋の講座事業実施時に、スマホやパソコンについての初歩的な内容の講座を実施している。こうした講座の講師は、携帯電話会社等に依頼している。

○企画調整局デジタル戦略部

①学生を起用した事業

スマホの所有に不安を感じている高齢者に、不安なくスマホを利用してもらうため、講師役に学生を起用し、スマホ教室の開催及びe-お助けキャラバン(※)の派遣を行っている。

上記事業の実施にあたっては教室の運営・学生の確保に関する業務について、民間事業者(イベント・人材派遣関連企業)へ委託している。

※e-お助けキャラバン: 地域福祉センター等に「e-お助けキャラバンカー」を派遣し、地域団体が開催する交流事業に学生が参加しながら、スマホの使い方やスマホによる便利な行政手続き活用を支援するもの。

②企業と連携して実施する事業

デジタル機器を活用した新しい市民活動スタイルを高齢者に普及・定着させていくため、事業連携協定を締結したソフトバンク(株)の講師によるスマホ教室を市営住宅集会所等で実施している。

一般社団法人全国社会教育委員連合 表彰規程

- 第1条 一般社団法人全国社会教育委員連合（以下「法人」という）は、定款第4条5号に基づき、この規程を制定する。
- 第2条 この規程は、社会教育の推進に貢献し、当「法人」（社教連）の発展に功績のあった社会教育委員及び関係職員を表彰し、もって社会教育の振興に寄与することを目的とする。
- 第3条 表彰は会長が行う。
- 2 表彰には表彰状を贈呈して行う。
 - 3 表彰には記念品をそえることができる。
- 第4条 表彰は次の者について、会長が決定する。
- 1 永年社会教育委員として在任し、その功績が顕著なる者。
 - 2 都道府県及び政令指定都市単位に結成された社会教育委員の団体の長として永年法人の発展に寄与した者。
 - 3 その他会長が社会教育の振興に貢献されたと認める者。
 - 4 上記1～3に該当する表彰候補者の推薦基準は別に定める。
- 第5条 都道府県又は政令指定都市の社会教育委員連絡協議会又は都道府県の教育委員会は、前条による表彰候補者を法人へ推薦するものとする。
- 2 上記のほか当法人の会長は表彰候補者を推薦することができる。
- 第6条 前条の推薦には、次の事項を記載した推薦状を提出しなければならない。
候補者の氏名、生年月日、住所、職業、所属自治体、略歴、推薦の事由
- 第7条 表彰は原則として、毎年、全国社会教育研究大会において行うものとする。
ただし、前第4条第2項に該当する者に対する表彰はこの限りではない。
- 第8条 この規程の改廃は、総会において行う。
- 第9条 この規程の細則は、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

平成25年10月23日 一部改正

平成29年9月12日 一部改正

一般社団法人全国社会教育委員連合 表彰規程施行細則

第1条 表彰は毎年度実施する。

第2条 表彰候補者を推薦する基準は次のとおりとする。

- 1 社会教育委員としての在任期間が原則7年以上（年数は通算）の者
- 2 会長でその職を退いた者（この場合の「会長」とは、都道府県及び政令指定都市単位に結成された社会教育委員の団体の長）
- 3 関係職員として5年以上在職した者
- 4 年数の起算日は当該年度の4月1日とする。

第3条 都道府県の表彰者の人数の基準は、次のとおりとする。

- 1 推薦しようとする都道府県内の社会教育委員の人数が、1人から500人までは1人、501人から1,000人までは2人、1,001人から1,500人までは3人、1,501人から2,000人までは4人、2,001人以上は5人とする。
- 2 前項の要件のほか同等の条件の者がいる場合には、表彰者の人数はこの限りではない。

第4条 政令指定都市の表彰者は、全政令指定都市に対し3人とする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

平成25年10月23日 一部改正

令和5年度 全国社会教育委員連合表彰者推薦

川崎市 奥平 亨 委員

平成26年5月～在任

堺市 林 美輝 委員

平成27年7月～在任

(令和5年4月1日現在)

指定都市社会教育関係各種協議会当番市一覧

年 度	社会教育委員 連絡協議会	社会教育主管 課長会議	全国社会教育 研究大会	地域女性団体 連絡協議会	PTA連絡 協議会
平成元年		大阪	福井	広島	京都
2		福岡	旭川	大阪	神戸
3		横浜	高知	北九州	大阪
4		京都	千葉	福岡	仙台
5		神戸	佐賀	札幌	北九州
6		札幌	岩手	川崎	広島
7		広島	和歌山	名古屋	千葉
8		仙台	茨城	横浜	福岡
9		千葉	北海道	広島	札幌
10		川崎	岐阜	京都	川崎
11		名古屋	鳥取	北九州	名古屋
12		北九州	栃木	大阪	横浜
13		大阪	沖縄	福岡	京都
14		福岡	秋田	札幌	神戸
15		横浜	奈良	名古屋	仙台
16		京都	群馬	川崎	大阪
17		神戸	帯広	横浜	北九州
18		札幌	富山	広島	広島
19		広島	香川	京都	さいたま
20		仙台	長野	北九州	千葉
21		千葉	熊本	大阪	福岡
22		さいたま	福島	名古屋	札幌
23		静岡	京都	川崎・横浜	川崎
24		堺	山梨	広島	名古屋
25		新潟	三重	京都	横浜
26		浜松	徳島	北九州	京都
27		岡山	大分	(休会)	神戸
28		相模原	千葉	(休会)	仙台
29		熊本	北海道	(休会)	大阪
30		川崎	青森	(休会)	北九州
31(2019)		名古屋	兵庫	(休会)	新潟
令和2年		北九州	新潟	(休会)	(延期)
3		大阪	石川	(休会)	広島
4		福岡	広島	(休会)	さいたま
5		横浜	宮崎	(休会)	相模原
6		京都	茨城県(予定)		千葉

※ 指定都市社会教育委員連絡協議会及び社会教育主管会議 開催順

京都、神戸、札幌、広島、仙台、千葉、さいたま、静岡、堺、新潟、
浜松、岡山、相模原、熊本、川崎、名古屋、北九州、大阪、福岡、横浜